

契約条項

(総則)

第1条 供給者は、別紙仕様書及び図面に基づき、供給金額をもって、物件を納期限までに納品書を添えて納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 供給者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由により、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の変更)

第3条 発注者は、特に必要があるときは、契約の内容を一部変更することができるものとする。

2 前項の場合において、供給金額、納期その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と供給者とが協議のうえ定めるものとする。

3 契約期間内において経済事情の激変等により契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と供給者とが協議のうえ変更を行うことができる。

(供給者の請求による納期の延長)

第4条 供給者は、自己の責めに帰さない理由により、納期内に物件を納入できないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を記載した文書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。ただし、その延長日数は発注者の認定するところによる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納期を延長しなければならない。発注者は、その納期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、供給金額について必要と認められる変更を行い、又は供給者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し等)

第5条 供給者は、物件を納入しようとするときは、発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引渡さなければならない。

2 物件の性格によって、発注者が検査を行うことができない場合は、第三者に検査を委託するものとし、その費用は供給者の負担とする。

3 検査の結果不合格品があるときは、供給者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、検査を受けなければならない。この場合、発注者において特に承認した場合のほか、このために納期は変更しないものとする。

(検査前の紛失等)

第6条 物件を指定した場所に持ち込み、前条に規定する検査の前に紛失又はき損したときは、その損害は供給者の負担とする。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、発注者と供給者とが協議して、その負担者及び負担額を定める。

(供給金額の支払い)

第7条 第5条の規定による検査に合格し、物件の引渡しを完了したときは、供給者は所定の手続に従い、供給金額の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の請求を受理した日から30日以内に供給金額を支払い、契約保証金がある場合は、これを還付するものとする。ただし、あらかじめ支払期日について発注者と供給者との協議がある場合は、その協議した期日までに支払うものとする。

(部分払)

第8条 供給者は、物件供給の完済前において、宇都宮市契約規則第39条の規定により、対価の一部の支払いを受けようとするときは、検査に合格した既納物件について内渡金請求書を発注者に提出しなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第9条 供給者は、供給者が第4条の規定により発注者の承諾を得た場合を除くほか、物件を納入期限までに納入しないときは、納入期限の翌日からこれを納入した日までの日数に応じ、契約金額（既納部分があるときは、既納部分に相当する契約金額を除く。）につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）の日割計算により得た金額を違約金として発注者に対して支払わねばならない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、契約金額の支払が遅れた場合において、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、納入された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、そ

の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の請求をすることができる。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任の期間の制限)

第11条 発注者が、その不適合を知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、供給者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 所定の期限内又は期限後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 正当な理由なく、第10条の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 供給者が、この契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) この契約の物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 供給者から第16条の規定によらないで契約解除の申出があったとき。
- (7) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合はその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号。以下この号において「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は条例第2条第5号に規定する密接関係者（以下この号において「密接関係者」という。）であると認められるとき。

イ 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員若しくは密接関係者（以下この号において「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(不正行為による発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、供給者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、供給者又は供給者の役員若しくは供給者の使用人が、独占禁止法、刑法第96条の6又は同法第198条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合において、供給者は、契約金額（既納部分があるときは、既納部分に相当する契約金額を除く。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りではない。

- (1) 前3条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(供給者の解除権)

第16条 供給者は、発注者の責めに帰すべき事由により、納入期限内に物件を納入することが不可能になったときは、契約を解除することができる。この場合において、供給者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と供給者とが協議して定める。

(損害賠償の予約)

第17条 供給者は、この契約に関して第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第14条第1項各号のうち、独占禁止法の規定に該当する違法な行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合、

その他発注者に金銭的損害が生じない行為として発注者が特に認めるとき。

- (2) 第14条第1項第4号のうち、供給者又は供給者の役員若しくは供給者の使用人が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき、又は同項第5号のうち、刑法第198条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。ただし、供給者又は供給者の役員若しくは供給者の使用人が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したとき（第5号については、刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合において、超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。同項の規定により供給者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 4 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、供給者は、発注者の請求に基づき、第1項に規定する額のほか、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 本市の発注する契約において、独占禁止法違反により本市から入札参加停止措置を受けた事実があり、当該入札参加停止期間の開始日又は満了日が、第14条第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあっては、課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。
 - (2) 本市の発注する契約において、刑法上の競売入札妨害罪又は談合罪により本市から入札参加停止措置を受けた事実があり、当該入札参加停止期間の開始日又は満了日が、第14条第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同項第1号及び第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあっては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。
 - (3) 独占禁止法に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、この契約に関し、独占禁止法違反又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(賠償金等の徴収)

第18条 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から供給金額支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき供給金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第19条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の効力)

第20条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

(紛争の解決等)

第21条 この契約について発注者と供給者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、関係規則の規定によるもののほか、そのつど発注者と供給者とが協議のうえ定めるものとする。ただし、訴は発注者の地域を管轄する裁判所に提起するものとする。